

施設使用時の注意事項（加津佐総合福祉センター）

利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- （１） 利用者は、公衆道徳を重んじ、管理者の指示に従わなければならない。
- （２） 火災、盗難の防止、秩序維持に協力すること。
- （３） 許可なく寄附の募集、物品の販売、宣伝広告物等の掲示又は配布をしない。
- （４） 他人に迷惑を及ぼす物品を携帯しないこと。
- （５） 動物を連行しないこと。
- （６） 前各号のほか管理上必要と認めること。
- （７） 利用者は、施設、設備、備品等を滅失又は損傷したときは、直ちに市長に届けなければならない。
- （８） 利用者は、その利用が終わったときは、利用した施設を清掃の上、原状に復さなければならない。